

(4) 学校給食・食育関係

「令和４年度学校給食費に係る公会計化等の推進状況調査」の結果等を踏まえ、学校給食費の徴収・管理に係る公会計化等に向けて、その推進に当たっての留意事項等についてお知らせします。

5文科初第1043号
令和５年８月３１日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局長
矢 野 和 彦

学校給食費の徴収・管理に係る公会計化等の推進について（通知）

平成31年１月の中央教育審議会答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」においては、未納金の督促等も含めた学校徴収金の徴収・管理について、「基本的には学校・教師の本来的な業務ではなく「学校以外が担うべき業務」であり、地方公共団体が担っていくべきである。仮に、学校が担わざるを得ない場合であっても、地域や学校の実情に応じて事務職員等に業務移譲すべきであり、教師の業務とすることは適切ではない。」とされているとともに、特に学校給食費については、「公会計化及び地方公共団体による徴収を基本とすべき」とされています。

他方で、今般公表した「令和４年度学校給食費に係る公会計化等の推進状況調査」の結果¹においては、学校給食費の徴収・管理を公会計で取り扱っている自治体は 714 自治体（47.8%）、そのうち、学校給食費の徴収・管理について、学校や教職員ではなく、地方公共団体の業務として実施している自治体は 519 自治体（34.8%）に留まっています。

また、公会計化等²の実施に向けた準備・検討を行っている自治体も 454 自治体（30.4%）ありますが、実施予定年度を未定としている自治体や、そもそも実施に向けた準備・検討を行っていないと回答した自治体もあり、学校給食費の徴収や未納者への督促等の事務が学校や教職員の負担となっている状況が生じているところです。

¹ 調査時点（令和４年５月１日現在）において、保護者から学校給食費の徴収を行っていない自治体を除く。

² 「公会計化等」とは、①学校給食費の徴収・管理に係る公会計を導入するとともに、②具体の徴収・管理を、学校の教職員ではなく、地方公共団体の事務として実施することを指す。

また、学校や教職員の業務負担の軽減の観点は勿論ですが、現在の社会情勢等に鑑みれば、学校の設置者が責任を有する学校給食の実施に関し、保護者から徴収する学校給食費については、徴収・管理の効率化や透明性の確保の観点からも、公会計により取り扱うべきものと考えています。

文部科学省においては、平成 31 年 1 月の中央教育審議会答申を受けて、従前より「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」や「学校給食費の公会計化等に関する Q & A」等を作成し、学校給食費の徴収・管理に係る公会計化等の推進をお願いしてきたところですが、「令和 4 年度学校給食費に係る公会計化等の推進状況調査」の結果や現在の社会情勢等も踏まえた上で、学校給食費の徴収・管理に係る公会計化等の実施に当たっての留意事項について、下記のとおりお示しますので、教育委員会と首長部局が連携し、学校給食費の徴収・管理に係る公会計化等の実施に向けた検討を計画的に進めていただくよう、改めてお願いします。

記

1. 学校給食費の徴収・管理に係る公会計化等の必要性について

- 学校給食法（昭和29年法律第160号）に基づく学校給食の実施者は、学校の設置者であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第11号の規定により、教育委員会が学校給食に関する事務を管理・執行することとされていること
- 学校の設置者が責任を有する学校給食の実施に関し、保護者から徴収する学校給食費については、徴収・管理の効率化や透明性の確保の観点からも、公会計により取り扱い、学校給食の実施に必要な食材費を歳出予算に計上して支出するとともに、保護者から徴収する学校給食費についても歳入予算として計上することが適切であること

2. 学校給食費の徴収・管理に係る公会計化等の実施に当たっての留意事項について

- 学校給食費の徴収・管理に係る公会計化等の実施に向けては、先行する自治体の事例や「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」等を参考とした上で計画的に進めること
- その際、学校給食費の徴収・管理を公会計で取り扱うこととした上で、平成31年 1 月の中央教育審議会答申における指摘等を踏まえ、基本的には、学校や教職員ではなく、地方公共団体の事務とすることを基本として検討すること

- 学校給食費の無償化を実施している自治体においては、学校給食費の徴収は行われない一方で、業者に対する食材費の支払いが必要となるが、その際にも、管理の効率化や透明性の確保の観点から、自治体から業者に対して直接支払うなど、適切な方法で行うこと

以上、都道府県教育委員会教育長におかれては域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会教育長に対して、周知されるようお願いします。

【別添資料】

- ・「令和4年度学校給食費に係る公会計化等の推進状況調査」の結果

【参考資料】

- ・「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」
- ・「学校給食費の公会計化等に関するQ&A」
- ・「学校給食費の公会計化等に関する先行事例紹介」

＜本件連絡先＞

文部科学省

初等中等教育局 健康教育・食育課

03-5253-4111（内 2095）

令和5年8月31日

学校給食費に係る公会計化等の実施・検討状況調査の結果

1. 調査内容

- (1) 調査基準日：令和4年5月1日現在
- (2) 調査対象：学校給食を実施している小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校、夜間定時制高等学校を設置管理している教育委員会 計1,794自治体（事務組合を含む）
- (3) 調査事項：公会計化等の実施状況、支障となっている事由

2. 調査結果

- (1) 学校給食費の公会計化等（※）の実施・検討状況

実施している自治体は、前回調査と比べて31.3%から35.5ポイント増加し、34.8%、実施している自治体と準備・検討している自治体の合計は、62.2%から3ポイント増加し、65.2%。

実施・検討状況	回答数（割合）
実施している	519（34.8%）
準備・検討している	454（30.4%）
計	973（65.2%）
実施を予定していない	520（34.8%）

（学校給食費を徴収していないものは集計から除く。）

※本調査において、「公会計化等」とは、学校給食費について、以下①②の双方を満たしたものをいう。

①公会計制度を導入。

②徴収・管理を学校ではなく、地方公共団体自らの業務として実施。

【参考】少なくとも①公会計制度を導入している教育委員会 714（47.8%）

- (2) 公会計化等の実施を予定していないと回答した教育委員会において支障となっている事由（複数回答可）

事由	回答数
情報管理のための業務システムの導入・改修に係る経費	345
情報管理のための業務システムの運用に係る経費	302
人員の確保	318
徴収や未納等対応における徴税部門等との連携	170

学校給食費の公会計化等の実施・検討状況（都道府県別一覧）

	公会計化等（※）実施状況				実施を予定していない	少なくとも公会計制度を導入
	実施している (A)	実施の準備・ 検討している (B)	うち具体的な 実施予定年度有り (B')	合計 (A + B)		
1 北海道	74 (52.9%)	31 (22.1%)	26 (18.6%)	105 (75.0%)	35 (25.0%)	88 (62.9%)
2 青森県	4 (14.8%)	4 (14.8%)	3 (11.1%)	8 (29.6%)	19 (70.4%)	16 (59.3%)
3 岩手県	24 (80.0%)	6 (20.0%)	4 (13.3%)	30 (100.0%)	0 (0.0%)	24 (80.0%)
4 宮城県	18 (54.5%)	8 (24.2%)	6 (18.2%)	26 (78.8%)	7 (21.2%)	29 (87.9%)
5 秋田県	15 (65.2%)	4 (17.4%)	3 (13.0%)	19 (82.6%)	4 (17.4%)	15 (65.2%)
6 山形県	4 (12.1%)	14 (42.4%)	10 (30.3%)	18 (54.5%)	15 (45.5%)	9 (27.3%)
7 福島県	7 (15.9%)	15 (34.1%)	12 (27.3%)	22 (50.0%)	22 (50.0%)	14 (31.8%)
8 茨城県	15 (42.9%)	16 (45.7%)	15 (42.9%)	31 (88.6%)	4 (11.4%)	26 (74.3%)
9 栃木県	4 (15.4%)	8 (30.8%)	5 (19.2%)	12 (46.2%)	14 (53.8%)	8 (30.8%)
10 群馬県	6 (75.0%)	1 (12.5%)	1 (12.5%)	7 (87.5%)	1 (12.5%)	7 (87.5%)
11 埼玉県	15 (26.8%)	21 (37.5%)	16 (28.6%)	36 (64.3%)	20 (35.7%)	29 (51.8%)
12 千葉県	33 (76.7%)	6 (14.0%)	6 (14.0%)	39 (90.7%)	4 (9.3%)	35 (81.4%)
13 東京都	12 (20.3%)	19 (32.2%)	13 (22.0%)	31 (52.5%)	28 (47.5%)	12 (20.3%)
14 神奈川県	10 (32.3%)	14 (45.2%)	10 (32.3%)	24 (77.4%)	7 (22.6%)	11 (35.5%)
15 新潟県	4 (13.3%)	9 (30.0%)	8 (26.7%)	13 (43.3%)	17 (56.7%)	8 (26.7%)
16 富山県	0 (0.0%)	5 (33.3%)	2 (13.3%)	5 (33.3%)	10 (66.7%)	1 (6.7%)
17 石川県	3 (16.7%)	7 (38.9%)	6 (33.3%)	10 (55.6%)	8 (44.4%)	6 (33.3%)
18 福井県	1 (6.7%)	4 (26.7%)	4 (26.7%)	5 (33.3%)	10 (66.7%)	8 (53.3%)
19 山梨県	13 (86.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	13 (86.7%)	2 (13.3%)	14 (93.3%)
20 長野県	19 (31.1%)	11 (18.0%)	10 (16.4%)	30 (49.2%)	31 (50.8%)	19 (31.1%)
21 岐阜県	16 (40.0%)	15 (37.5%)	11 (27.5%)	31 (77.5%)	9 (22.5%)	23 (57.5%)
22 静岡県	10 (29.4%)	14 (41.2%)	12 (35.3%)	24 (70.6%)	10 (29.4%)	21 (61.8%)
23 愛知県	9 (17.3%)	11 (21.2%)	8 (15.4%)	20 (38.5%)	32 (61.5%)	39 (75.0%)
24 三重県	6 (20.7%)	10 (34.5%)	10 (34.5%)	16 (55.2%)	13 (44.8%)	7 (24.1%)
25 滋賀県	12 (75.0%)	2 (12.5%)	2 (12.5%)	14 (87.5%)	2 (12.5%)	15 (93.8%)
26 京都府	2 (9.1%)	13 (59.1%)	7 (31.8%)	15 (68.2%)	7 (31.8%)	4 (18.2%)
27 大阪府	7 (22.6%)	10 (32.3%)	9 (29.0%)	17 (54.8%)	14 (42.9%)	10 (32.3%)
28 兵庫県	26 (66.7%)	9 (23.1%)	8 (20.5%)	35 (89.7%)	4 (10.3%)	27 (69.2%)
29 奈良県	11 (33.3%)	7 (21.2%)	7 (21.2%)	18 (54.5%)	15 (45.5%)	25 (75.8%)
30 和歌山県	7 (38.9%)	6 (33.3%)	5 (27.8%)	13 (72.2%)	5 (27.8%)	9 (50.0%)
31 鳥取県	6 (35.3%)	4 (23.5%)	4 (23.5%)	10 (58.8%)	7 (41.2%)	6 (35.3%)
32 島根県	6 (33.3%)	7 (38.9%)	6 (33.3%)	13 (72.2%)	5 (27.8%)	6 (33.3%)
33 岡山県	6 (23.1%)	15 (57.7%)	15 (57.7%)	21 (80.8%)	5 (19.2%)	7 (26.9%)
34 広島県	9 (37.5%)	9 (37.5%)	7 (29.2%)	18 (75.0%)	6 (25.0%)	9 (37.5%)
35 山口県	6 (33.3%)	8 (44.4%)	7 (38.9%)	14 (77.8%)	4 (22.2%)	8 (44.4%)
36 徳島県	5 (21.7%)	7 (30.4%)	5 (21.7%)	12 (52.2%)	11 (47.8%)	16 (69.6%)
37 香川県	7 (36.8%)	6 (31.6%)	6 (31.6%)	13 (68.4%)	6 (31.6%)	14 (73.7%)
38 愛媛県	4 (19.0%)	8 (38.1%)	6 (28.6%)	12 (57.1%)	9 (42.9%)	5 (23.8%)
39 高知県	21 (70.0%)	5 (16.7%)	5 (16.7%)	26 (86.7%)	4 (13.3%)	21 (70.0%)
40 福岡県	17 (28.3%)	17 (28.3%)	11 (18.3%)	34 (56.7%)	26 (43.3%)	17 (28.3%)
41 佐賀県	1 (6.7%)	3 (20.0%)	3 (20.0%)	4 (26.7%)	11 (73.3%)	1 (6.7%)
42 長崎県	6 (27.3%)	8 (36.4%)	5 (22.7%)	14 (63.6%)	8 (36.4%)	6 (27.3%)
43 熊本県	8 (19.0%)	25 (59.5%)	21 (50.0%)	33 (78.6%)	9 (21.4%)	8 (19.0%)
44 大分県	8 (44.4%)	5 (27.8%)	4 (22.2%)	13 (72.2%)	5 (27.8%)	8 (44.4%)
45 宮崎県	1 (4.8%)	5 (23.8%)	1 (4.8%)	6 (28.6%)	15 (71.4%)	1 (4.8%)
46 鹿児島県	4 (12.1%)	15 (45.5%)	11 (33.3%)	19 (57.6%)	14 (42.4%)	4 (12.1%)
47 沖縄県	17 (56.7%)	7 (23.3%)	6 (20.0%)	24 (80.0%)	6 (20.0%)	18 (60.0%)
合計	519 (34.8%)	454 (30.4%)	362 (24.2%)	973 (65.2%)	520 (34.8%)	714 (47.8%)

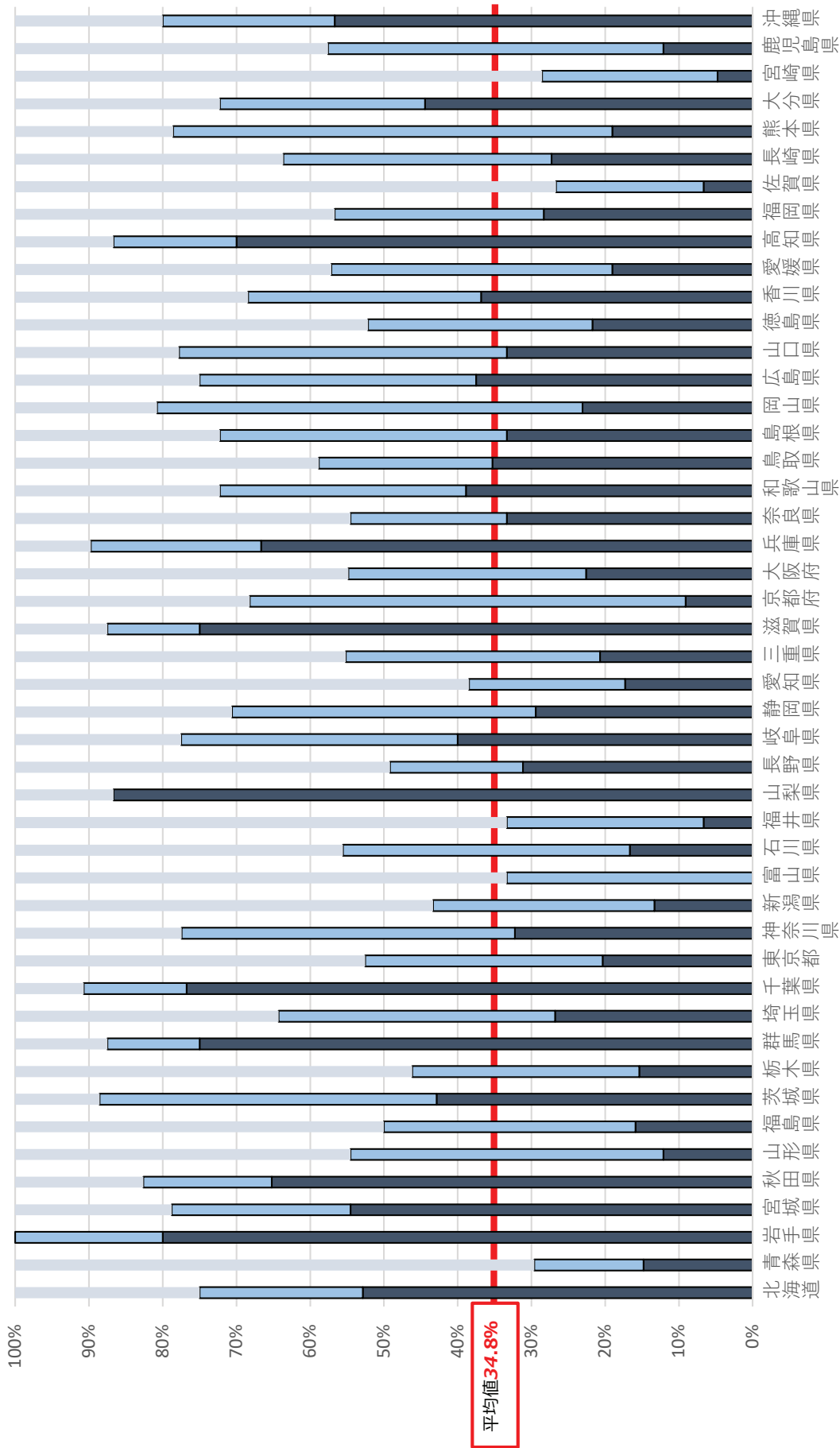
（数値には、義務教育諸学校の他、特別支援学校や夜間定時制高等学校を設置管理している教育委員会を含む。）

（学校給食費の徴収を行っていない教育委員会は集計から除く。）

※①学校給食費を公会計化するとともに、②保護者からの学校給食費の徴収・管理業務を地方公共団体の自らの業務として行うことを指す。

学校給食費の公会計化等※に関する実施・検討状況

公会計化等※の実施割合は平均34.8%、実施の準備・検討をしている割合を含めると平均65.2%となっている。

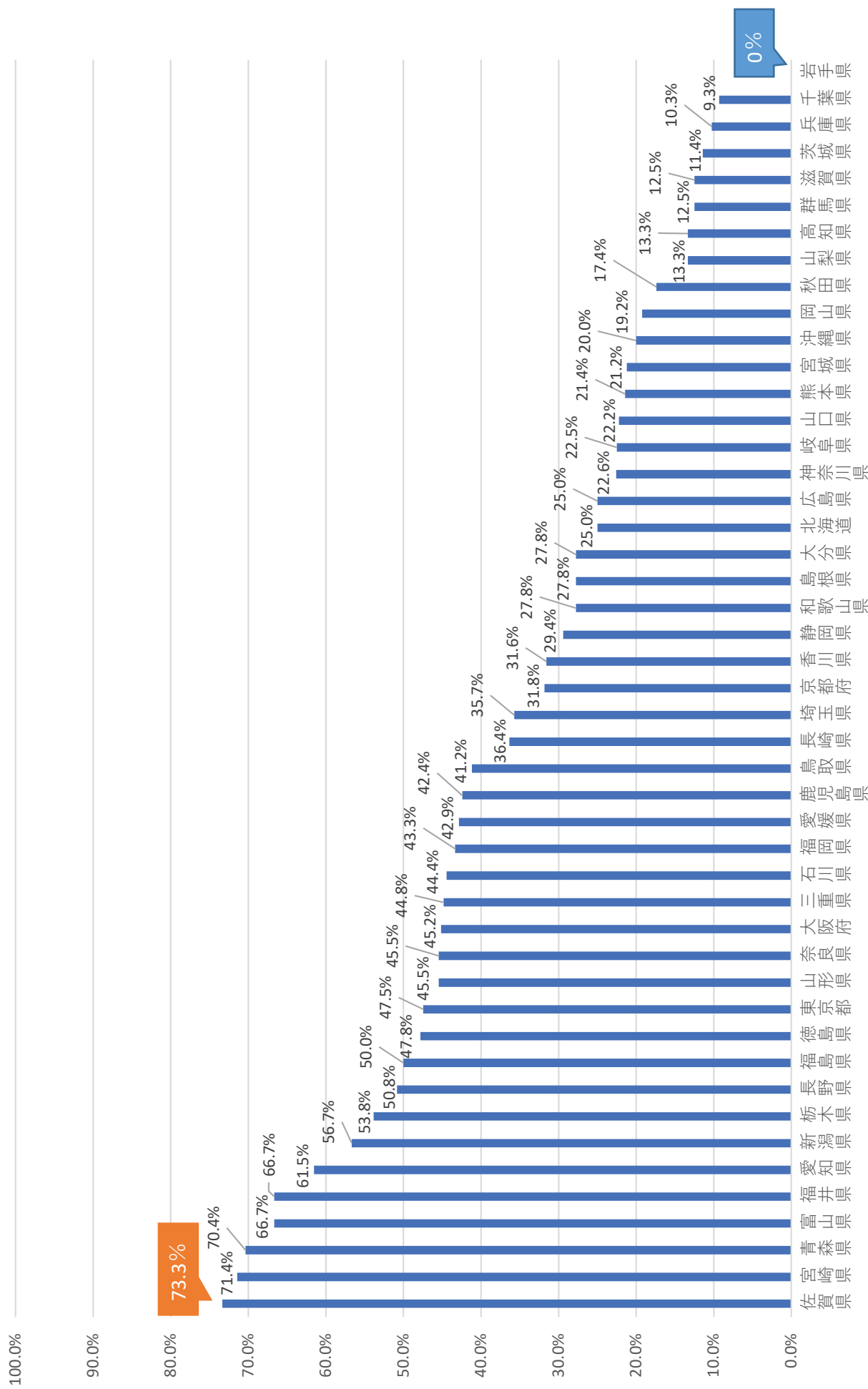


■ 実施している ■ 実施の準備・検討している □ 実施を予定していない

※学校給食費を公会計化するとともに、保護者からの学校給食費の徴収・管理業務を地方公共団体の自らの業務として行うこと。

学校給食費の公会計化等の実施を予定していない教育委員会の都道府県別割合

公会計化等※の実施を予定していない教育委員会は520（34.8%）あり、都道府県別の割合でみると以下のとおり。



出典：学校給食費に係る公会計化等の推進状況調査

学校給食費の公会計化等の実施を予定していない自治体（令和４年度）

別紙 4

都道府県名		自治体名	
1	北海道	35	えりも町、七飯町、富良野広域連合、下川町、中富良野町、余市町、初山別村、占冠村、厚岸町、名寄市、喜茂別町、増毛町、士別市、夕張市、奥尻町、富良野市、寿都町、小平町、島牧村、幌加内町、幌延町、愛別町、江別市、泊村、浜頓別町、由仁町、留萌市、神恵内村、興部町、芦別市、苫小牧市、豊富町、長沼町、音威子府村、鹿部町
2	青森県	19	弘前市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平内町、外ヶ浜町、鱒ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、中泊町、六戸町、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、田子町
3	岩手県	0	
4	宮城県	7	宮城県、気仙沼市、岩沼市、富谷市、蔵王町、大和町、女川町
5	秋田県	4	秋田県、小坂町、大館市、八郎潟町
6	山形県	15	山形県、上山市、朝日町、大江町、東根市、金山町、舟形町、大蔵村、戸沢村、川西町、小国町、酒田市、三川町、庄内町、遊佐町
7	福島県	22	福島県、本宮市、大玉村、須賀川市、鏡石町、天栄村、浅川町、三春町、矢吹町、棚倉町、矢祭町、西会津町、猪苗代町、昭和村、只見町、南会津町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、いわき市
8	茨城県	4	茨城県、大洗町、日立市、利根町
9	栃木県	14	栃木県、上三川町、下野市、塩谷町、壬生町、宇都宮市、市貝町、栃木市、益子町、矢板市、芳賀町、茂木町、那珂川町、野木町
10	群馬県	1	群馬県
11	埼玉県	20	埼玉県、宮代町、ときがわ町、三郷市、加須市、北本市、吉川市、志木市、嵐山町、戸田市、新座市、毛呂山町、深谷市、狭山市、白岡市、羽生市、蕨市、越生町、飯能市、鳩山町
12	千葉県	4	千葉県、我孫子市、佐倉市、大網白里市
13	東京都	28	東京都、千代田区、中央区、文京区、江東区、品川区、目黒区、大田区、渋谷区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、武蔵野市、調布市、小金井市、小平市、東村山市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、羽村市、西東京市、瑞穂町、檜原村、奥多摩町
14	神奈川県	7	鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、大和市、二宮町、真鶴町
15	新潟県	17	新潟県、三条市、五泉市、出雲崎町、刈羽村、加茂市、弥彦村、湯沢町、燕市、田上町、糸魚川市、胎内市、長岡市、関川村、阿賀町、阿賀野市、魚沼市
16	富山県	10	富山県、上市町、入善町、富山市、射水市、小矢部市、立山町、舟橋村、高岡市、黒部市
17	石川県	8	石川県、加賀市、宝達志水町、川北町、志賀町、珠洲市、白山市、穴水町
18	福井県	10	福井県、あわら市、勝山市、南越前町、大野市、小浜市、池田町、福井市、越前市、鯖江市
19	山梨県	2	山梨県、大月市
20	長野県	31	長野県、小諸市、佐久市、佐久穂町、伊那市、駒ヶ根市、諏訪市、茅野市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、下諏訪町、富士見町、原村、泰阜村、豊丘村、筑北村、南木曽町、木祖村、大桑村、池田町、松川村、小布施町、山ノ内町、信濃町、小川村、栄村、上田市長和町中学校組合
21	岐阜県	9	岐阜県、多治見市、大垣市、岐阜市、御嵩町、東白川村、白川町、関ヶ原町、養老町
22	静岡県	10	伊東市、吉田町牧之原市広域施設組合、富士宮市、島田市、御殿場市、森町、河津町、熱海市、牧之原市、裾野市
23	愛知県	32	愛知県、一宮市、瀬戸市、豊川市、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、蒲郡市、常滑市、小牧市、東海市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市、東郷町、大口町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、額田郡幸田町

24	三 重 県	13	三重県、川越町、津市、松阪市、多気町、明和町、玉城町、大紀町、南伊勢町、度会町、伊賀市、尾鷲市、熊野市
25	滋 賀 県	2	滋賀県、東近江市
26	京 都 府	7	京都府、城陽市、木津川市、宇治田原町、精華町、綾部市、宮津市
27	大 阪 府	14	和泉市、守口市、富田林市、岬町、忠岡町、摂津市、枚方市、柏原市、河内長野市、熊取町、羽曳野市、藤井寺市柏原市学校給食組合、豊能町、阪南市
28	兵 庫 県	4	兵庫県、明石市、赤穂市、佐用町
29	奈 良 県	15	奈良県、五條市、宇陀市、平群町、三郷町、斑鳩町、高取町、明日香村、王寺町、広陵町、河合町、大淀町、天川村、川上村、東吉野村
30	和歌山県	5	和歌山県、有田川町、印南町、御坊市日高川町中学校組合、串本町
31	鳥 取 県	7	鳥取県、三朝町、八頭町、岩美町、日吉津村、日野町、湯梨浜町
32	島 根 県	5	島根県、益田市、川本町、江津市、飯南町
33	岡 山 県	5	岡山県、倉敷市、和気町、新庄村、矢掛町
34	広 島 県	6	竹原市、坂町、大崎上島町、神石高原町、三次市、庄原市
35	山 口 県	4	山口県、周防大島町、平生町、萩市
36	徳 島 県	11	徳島県、上勝町、佐那河内村、勝浦町、吉野川市、松茂町、板野町、海陽町、牟岐町、美波町、阿波市
37	香 川 県	6	香川県、直島町、宇多津町、坂出市、東かがわ市、土庄町
38	愛 媛 県	9	愛媛県、伊予市、八幡浜市、愛南町、東温市、松前町、松野町、砥部町、鬼北町
39	高 知 県	4	高知県、安田町、日高村佐川町学校組合、馬路村
40	福 岡 県	26	大牟田市、久留米市、豊前市、中間市、筑紫野市、春日市、うきは市、糸島市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、鞍手町、筑前町、大刀洗町、大木町、広川町、添田町、大任町、吉富町、上毛町、築上町、東峰村、吉富町外一市中学校組合
41	佐 賀 県	11	佐賀県、佐賀市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、吉野ヶ里町、有田町
42	長 崎 県	8	島原市、西海市、雲仙市、南島原市、時津町、川棚町、波佐見町、新上五島町
43	熊 本 県	9	阿蘇市、和水町、長洲町、高森町、御船町、嘉島町、山都町、錦町、球磨村
44	大 分 県	5	大分県、中津市、姫島村、由布市、臼杵市
45	宮 崎 県	15	綾町、国富町、西都市、高鍋町、西米良村、川南町、三股町、小林市、えびの市、高原町、延岡市、門川町、椎葉村、高千穂町、五ヶ瀬町
46	鹿 児 島 県	14	鹿児島県、日置市、指宿市、南九州市、阿久根市、出水市、さつま町、湧水町、垂水市、大崎町、東串良町、西之表市、中種子町、屋久島町
47	沖 縄 県	6	沖縄県、読谷村、沖縄市、中城村、浦添市、座間味村

※令和4年度学校給食費に係る公会計化等の推進状況調査において、公会計化等の「実施を予定していない」と回答した自治体。

※公会計化等の実施を予定していないが、徴収・管理に係る教員の負担軽減策を講じている自治体を含む。

物価高騰等に対応した学校給食費等の保護者負担軽減のための重点支援地方交付金の活用、及び学校給食を含む学校における食事提供等の安定的な運営のため、物価上昇等を踏まえた適切な契約変更や安定的に実施可能な事業者の選定に向けた取組をお願いするものです。

5文科初第1458号
令和5年11月10日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人長 殿
小中学校を設置する学校設置会社を所轄する
構造改革特別区域法第12条第1項の認定
を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
矢野和彦

物価高騰等に対応した学校給食費等の保護者負担軽減及び学校給食を含む学校における食事提供等の安定的な運営に向けた取組の推進について（通知）

今般、政府の経済対策として、「デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和5年11月2日閣議決定）」が取りまとめられました。

本経済対策は、5本の柱で構成され、その一つを「物価高から国民生活を守る」とし、「地方創生臨時交付金のうち、2023年3月に措置した、地方公共団体が地域の実情に応じて柔軟に活用できる『重点支援地方交付金』において、生活者には、小中学校等における学校給食費等の支援、（中略）事業者には、（中略）医療・介護・保育施設、学校施設、商店街・自治会等に対し、エネルギー価格や食料品価格の高騰に対する支援を行ってきている。引き続き、地域の実情に応じて、困難な状況にある者をしっかりと支えるとの観点から、こうした支援を行うため、同交付金の追加を行う」、「国、地方公共団体等による物価調達やサービス（ビルメンテナンス、警備等）について、資材価格の高騰、賃金上昇等の転嫁を進める」ことが示されております。

現在も、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」（以下「重点支援地方交付金」という。）の推奨事業メニューとして、物価高騰による学校給食費等の保護者負担軽減支援等が位置づけられており、学校給食を実施する学校設置者におかれては、重点支援地方交付金を活用した学校給食費の保護者負担軽減に向けた取組や給食事業者等への支援を進めていただいているところですが、引き続き、学校給食及び学校の食堂・寄宿舎等における食事提供（以下「学校における食事提供等」という。）について、重点支援地方交付金を活用して適切に対応いただくようお願いいたします。

また、先般、学校における食事提供等に関する業務の委託を受けていた給食事業者の業務不履行により、特別支援学校及び夜間定時制高等学校における学校給食並びに

高等学校等における食堂・寄宿舎等における食事が提供されない事態が発生しました。学校における食事提供等の業務を民間事業者に委託等する場合には、今後同様の事案により支障が生じることのないよう、各学校設置者において、適切な対応をお願いいたします。なお、この場合には、民間事業者の選定及び契約等の業務に十分な知見を有する学校設置者の職員が責任を持って関与するようにしつつ、とりわけ、下記の点について特に御留意ください。

以上のことを、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対し、各都道府県知事及び小中学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革 特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各国公立大学長におかれてはその管下の学校に対し、周知くださいますようお願いいたします。

記

1. エネルギー・食料品価格等の上昇等を踏まえた適切な契約変更等について

- 学校における食事提供等に係る業務の委託契約について、契約の途中でエネルギー価格や食料品価格、労務費等の価格変動や最低賃金額の改定が生じた場合には、学校における安定的・持続的な食事提供等の観点から、契約金額の変更や受託事業者への支援など適切に対処すること。なお、物価水準や賃金水準の変動により、契約事業者から契約金額の見直しについて請求があった場合は、契約金額の変更の可否について迅速かつ適切に協議を行うこと。
- また、一般的に、学校における食事提供等の業務委託契約期間が複数年にわたることから、その間の光熱水費の上昇、最低賃金額の改定等を踏まえた適切な契約金額の変更に対応するため、あらかじめ、いわゆるスライド条項（賃金又は物価の変動に基づく契約金額の協議及び変更について定めるもの）を設け、適切に対処すること。

2. 安定的に実施可能な事業者の選定について

- 学校における食事提供等の業務委託等における事業者の選定に関しては、安定的・持続的な食事提供等の観点から、価格に加え、事業の安定性等価格以外の要素も考慮するなど適切に対処すること。
- 特に、公立学校における食事提供等に係る事業者の選定に際して、一般競争入札や指名競争入札の方法により契約を締結する場合には、ダンピング受注（その契約代金の額によっては学校における食事提供等の業務の適正な実施が見込まれない契約の締結をいう。）を防止し、安定的・持続的な食事提供等を確保する観点から、

需給の状況、材料及び人件費（最低賃金についても反映した額）等の最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格を作成すること。また、低入札価格調査制度（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項）や最低制限価格制度（同令第167条の10第2項）、総合評価落札方式（同令第167条の10の2）を活用するなど、適切に対処すること。

- 事業の安定性等価格以外の要素を考慮した調達方法である総合評価落札方式を導入し、落札者決定基準を定めるときは、例えば、学校給食衛生管理基準等の理解度、調理経験、企業の経営状態、従事者の業務実施体制、報告体制、人材育成・労務管理等の基準を設定するなど、適切に対処すること。

以上

<本件連絡先>

（学校給食について）

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課

03-5253-4111（内 2095）

（高等学校の食堂・寄宿舎等における食事提供について）

文部科学省初等中等教育局

参事官（高等学校担当）付

03-5253-4111（内 3705）

（特別支援学校の寄宿舎等における食事提供について）

文部科学省初等中等教育局

特別支援教育課

03-5253-4111（内 3193）

（幼稚園における食事提供について）

文部科学省初等中等教育局

幼児教育課

03-5253-4111（内 3137）

物価高騰等に対応した学校給食費の保護者負担軽減及び学校給食の安定的な運営に向けた物価上昇等を踏まえた適切な契約変更等のため、重点支援地方交付金の活用をお願いするものです。

5文科初第1584号

令和5年12月4日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
附属学校を置く各国公立大学法人の長 殿
小中学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長

矢野和彦

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金における
「重点支援地方交付金」の活用について（通知）

重点支援地方交付金については、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定。）に、①低所得世帯支援枠を追加的に拡大するとともに、②物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために重点支援地方交付金を追加する旨が盛り込まれ、令和5年11月29日に成立した令和5年度補正予算（第1号）において、1兆5,592億円（うち推奨事業メニュー分：5,000億円）が追加計上されました。

これを受け、内閣府から「令和5年度補正予算の成立を踏まえた『重点支援地方交付金』の取扱い等について」（令和5年11月29日付け内閣府地方創生推進室事務連絡）が、各都道府県を通じて市町村に周知されておりますので、学校設置者におかれては、関係部局間で十分連携の上、記載事項に留意して運用されるようお願いいたします。

なお、当該事務連絡において、重点支援地方交付金を活用した事業の実施に当たっては、説明責任及び適切な執行の観点から、国の重点支援地方交付金を活用した事業であることが客観的に把握できるようホームページやチラシ等で周知することが求められていますので、実施中の事業も含めて適切に対応をお願いします。

この重点支援地方交付金は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対して支援することを目的とするものです。

物価高騰による学校給食費等の保護者負担軽減支援等については、引き続き重点支援地方交付金の推奨事業メニューとして位置づけられていますので、学校給食を実施する学校設置者におかれては、現下の食材費の高騰が続く中でも学校給食摂取基準を踏まえた学校給食の質が確保されるよう、重点支援地方交付金を活用し、事業者による食材費の値上げについても適切に対応しつつ、学校給食費の保護者負担軽減に向けた取組を進めていただくようお願いいたします。

また、交付金による支援の効果が物価高騰の影響を受けた生活者又は事業者へ直接

的に及ぶ事業であれば、例えば契約の途中でエネルギー価格や食料品価格、労務費等の価格変動や最低賃金額の改定が生じた場合における、契約金額の変更や受託事業者（給食事業者、食品事業者等）への支援などは、重点支援地方交付金の対象になる旨が、総務省より発出されているところです。（「資材価格の高騰、賃金上昇等に係る民間委託等の運用の留意点について」（令和5年11月13日付け総行経第35号総務省自治行政局行政経営支援室長通知））

既に「物価高騰等に対応した学校給食費等の保護者負担軽減及び学校給食を含む学校における食事提供等の安定的な運営に向けた取組の推進について」（令和5年11月10日付け5文科初第1458号文部科学省初等中等教育局長通知）により、給食事業者の業務不履行に伴い学校給食等が提供されない事態の発生を受けて、再発防止に向けた学校給食等の業務を民間事業者に委託等する場合の留意点を示すとともに各学校設置者における適切な対応をお願いしたところですが、その趣旨を踏まえ、給食事業者等への支援について、引き続き適切に対応いただくようお願いします。

その際、学校給食における食材の使用等については、学校給食を実施する学校設置者の判断となりますが、食育の推進、安全・安心の学校給食の推進の観点から、地場産物や国産物等を使用することも積極的に御検討いただくとともに、「学校給食実施基準の一部改正について」（令和3年2月12日付け2文科初第1684号文部科学省初等中等教育局長通知）を踏まえ、多様な食品（例えば穀類であれば、精白米、食パン、コッペパン、うどん、中華めんなど）を適切に組み合わせ、児童生徒が必要な各栄養素をバランス良く摂取しつつ、様々な食に触れることができるようにすることにも、御留意ください。

以上のことを、各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対し、各都道府県知事及び小中学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等に対し、附属学校を置く各国公立大学法人の長におかれてはその管下の学校に対し、周知くださいますようお願いいたします。

以上

【参考】

- ・（別添1）「令和5年度補正予算の成立を踏まえた『重点支援地方交付金』の取扱い等について」（令和5年11月29日付け内閣府地方創生推進室事務連絡）
- ・（別添2）「資材価格の高騰、賃金上昇等に係る民間委託等の運用の留意点について」（令和5年11月13日付け総行経第35号総務省自治行政局行政経営支援室長通知）
- ・ [物価高騰等に対応した学校給食費等の保護者負担軽減及び学校給食を含む学校における食事提供等の安定的な運営に向けた取組の推進について（令和5年11月10日）](https://www.mext.go.jp)
([mext.go.jp](https://www.mext.go.jp))

<本件連絡先>

（学校給食について）

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課

03-5253-4111（内2095）

事務連絡
令和5年11月29日

各都道府県
財政担当課
市町村担当課
地方創生担当課

} 御中

内閣府地方創生推進室

令和5年度補正予算の成立を踏まえた 「重点支援地方交付金」の取扱い等について

重点支援地方交付金については、「重点支援地方交付金」の追加について（令和5年11月2日付け事務連絡）においてお知らせしたとおり、「デフレ完全脱却のための総合経済対策（以下「経済対策」という。）」（令和5年11月2日閣議決定）に、①低所得世帯支援枠を追加的に拡大するとともに、②物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために重点支援地方交付金を追加する旨が盛り込まれ、本日、重点支援地方交付金1兆5,592億円（低所得世帯支援枠：1兆0,592億円、推奨事業メニュー分：5,000億円）が計上された令和5年度補正予算が成立しました。

これを踏まえ、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱（以下「制度要綱」という。）を制定するとともに、重点支援地方交付金の取扱いについて下記のとおり定めましたので、お知らせします。

地方公共団体におかれましては、今般の経済対策において対策の早期執行が挙げられた趣旨を十分ご理解いただき、重点支援地方交付金を活用した支援について、年内の予算化に向けた検討を引き続き進めていただくとともに、執行にあたっては、関係部局間で十分連携の上、本事務連絡の記載事項に留意して運用されるようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴管内市町村へもこの旨周知されますようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 「重点支援地方交付金」の取扱いについて

これまで、「重点支援地方交付金」については、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」における「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」として、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施する取組を支援してきたところです。

本年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことを踏まえ、「重点支援地方交付金」については、今回追加する分から「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」とし、新型コロナウイルス感染症との関連は要件としないこととします。

各地方公共団体におかれましては、本交付金の趣旨を十分に踏まえ、都道府県・市町村で連携を図りながら、重点支援地方交付金を有効に活用し、事業の効果的な実施に取り組むようお願いします。

2. 重点支援地方交付金の対象について

(1) 交付対象事業

重点支援地方交付金の交付対象事業の基本的な考え方は、「令和5年度における新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の取扱等について」（令和5年3月29日付け事務連絡。以下「令和5年3月事務連絡」という。）から特段の変更はなく、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者（以下「生活者等」という。）の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業とします。（地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用も可能です。）

具体的には、以下の①から⑧までに掲げる地方単独事業等を推奨事業メニューとしてお示ししています。エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者等に対する支援として、地域の実情に応じ、きめ細かな取組をご検討ください。ただし、重点支援地方交付金の予算のうち低所得世帯支援枠として令和5年度補正予算に計上された1兆0,592億円については、物価高に最も切実に苦しんでいる低所得者の方々の生活を守るために措置されており、当該予算を活用した地方単独事業の対象を重点化しているため、下記に記載の内容に留意してください。

なお、ここで「事業者」とは、何らかの業を営む個人又は法人等（法人形態は問わない。）をいうものとします。民間団体のみならず公的団体も対象となります。

【推奨事業メニュー】

<生活者支援>

①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援

低所得世帯を対象とした、電力・ガス（LPガスを含む）をはじめエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援

②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援

物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援

※ こども食堂に対する負担軽減のための支援やヤングケアラーに対する配食支援等も可能。

③消費下支え等を通じた生活者支援

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス使用世帯への給付などの支援

④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援

家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

＜事業者支援＞

⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援

医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対する食料品価格の高騰分などの支援、エネルギー価格の高騰分などの支援（特別高圧で受電する施設への支援を含む）

⑥農林水産業における物価高騰対策支援

配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農林水産物の生産・調製・加工・貯蔵施設や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、化学肥料からの転換に向けた地域内資源の活用などの支援

⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援

特別高圧での受電（ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む）、LP ガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援のほか、中小企業の賃上げ環境の整備などの支援

⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

地域公共交通事業者・物流事業者や地域観光事業者等のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※各地方公共団体が、上記推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業も、その理由を明らかにした場合は交付対象とします。

※地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設に対する事業も交付対象とします。

※①・②等については、NPO法人等への支援を通じて、物価高騰の影響を受けた生活者に直接的に効果が及ぶ事業、③については、マイナンバーカードを利用して各種証明書を発行することができるコンビニ交付サービスにおける各種証明書発行手数料の減免による負担軽減及び防犯意識の高まりを踏まえた防犯性能のある建物部品（ドア、錠など）・固定電話機、防犯カメラ等の設置など防犯対策強化のための取組に対するプレミアム商品券、マイナポイント又は補助金による支援、⑤については、医療機関における病院給食の委託単価が、一食当たり公定価格を20円程度上回る現状であることに鑑み、各施設が業者に委託する場合等の食料品に係る費用に対する支援、⑥については、漁業者や施設園芸農家など農林水産業者における燃料費の負担軽減なども含みます。

交付対象となる地方単独事業の条件は以下のとおりです。

○地方単独事業

交付対象となる地方単独事業のうち令和5年度実施計画に記載可能な事業は、以下のいずれかに該当する事業です。また、推奨事業メニューを別添1のとおり見直しています。

- ・地方公共団体の令和5年度予算に計上され、実施される事業
- ・地方公共団体の令和5年度予算に計上された予備費により実施される事業

ただし、低所得世帯支援枠については、物価高に最も切実に苦しんでいる低所得者の方々の生活を守るために措置されていることから、当該予算の交付対象事業は、以下の要件を付すこととします。

【低所得世帯支援枠】

物価高騰等に直面する低所得世帯の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が低所得世帯に直接的に及ぶ事業（以下「低所得世帯支援事業」という。）を交付対象とします。具体的には、低所得世帯を交付金による補助・給付の直接の対象とする事業（当該補助・給付の事務を他の団体を介して行う場合を含む。）が該当します。なお、低所得世帯支援枠を活用した低所得世帯に対する補助・給付の額については、7万円を上限とします。

また、低所得世帯支援枠の事務費についても、低所得世帯支援事業に係る経費に限り充当できることとします。

2) 重点支援地方交付金に係る対象外経費

地方単独事業に係る対象外経費については、令和5年3月事務連絡から特段の変更はなく、以下のとおりです。

【対象外経費】

① 職員の人件費

地方公共団体の職員の人件費（物価高騰対応のための体制拡充等に必要となるもの（任期の定めのない常勤職員の給料分を除く。）を除く。）

② 用地費

用地の取得費

③ 貸付金・保証金

貸付金又は保証金（繰上償還による保証金の過払い相当分の返金に伴う国庫返納を要するもの。利子補給金又は信用保証料補助は該当しない。）

④ 物価高騰対応と関連しない施設の整備自体を主目的とするもの

物価高騰への対応と関連しないインフラ整備等のハード事業に係る費用

⑤ 基金

基金の積立金（以下の要件を満たす基金に積み立てる場合を除く。）

【対象となる基金の要件】

① 基金を取り崩した場合に、対象事業に充当されることが条例により担保されているものであること

② 対象事業は、以下に該当するものであること

イ 利子補給事業又は信用保証料補助事業

ロ イのほか、事業の内容（交付対象者、充当する経費等）が明確になっており、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第4条第2項に規定する基金事業等であって、不確実な事故等の発生に応じて資金を交付する事業又は当該事業の進捗が他の事業の進捗に依存するもののいずれかに該当

すると認められるもの

- ③ 令和 5 年度末までに事業着手（利子補給契約の締結等）すること
- ④ 原則として、②イに該当する事業の財源とする基金については令和 10 年度末*まで、
②ロに該当する事業の財源とする基金については令和 7 年度末*までに廃止するものであること
- ※ 令和 5 年度に事業着手する基金の場合に限る。
- ⑤ 果実を含めて交付金が原資になっている部分について厳格な区分経理を行うこと
（「財政調整基金」、「減債基金」への積立は認められない。）

なお、上記対象となる基金の要件のうち②ロを検討される場合、当該要件に該当するかについては、事業内容等の詳細を明らかにした上で、事前に内閣府まで相談されるようお願いします。

3. 交付限度額について

(1) 令和 5 年 11 月 29 日限度額通知に係る分（推奨事業メニュー分）

令和 5 年度補正予算で措置された 1 兆 5,592 億円のうち 5,000 億円を推奨事業メニュー分として配分することとします。推奨事業メニューに係る交付限度額は、人口や物価上昇率等を基礎として算定した額とし、制度要綱別紙 1（1）の算式により、別に定める乗率を次に掲げる数値として算定した額とします。

- ・都道府県分 $\alpha = 1.005067509$
 $\gamma = 1.000463677$
- ・市町村分 $\alpha = 1.004850838$
 $\gamma = 1.001895512$

これをもとに算定した地方公共団体ごとの交付限度額は、別途通知します。

(2) 低所得世帯支援枠に係る交付限度額

制度要綱別紙 1（2）に基づく交付限度額（概算分）の算定について、令和 4 年度子育て世帯等臨時特別支援事業（住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金））（以下「緊急支援給付金」という。）による支給世帯数に 0.8 を乗じた値をもとに交付限度額（概算分）を別途お知らせします。算定された交付限度額（概算分）について、事業の早期執行の観点から特段の事情がある場合は、内閣府までご相談ください。

制度要綱別紙 1（3）に基づく交付限度額（追加分）の算定について、各市町村が重点支援地方交付金（低所得世帯支援枠）を活用するとして実施した事業における支出を決定した世帯数（以下「支援世帯数」という。）のうち、令和 5 年 12 月 1 日（以下「基準日」という。）において市町村住民基本台帳に登録されている者を世帯主とする世帯の全員が令和 5 年度分の住民税均等割が非課税である世帯（住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯を除く。）の数（以下「追加非課税世帯数」という。）から緊急支援給付金における支給世帯数に 0.8 を乗じた値を引いた値をもとに交付限度額（追加分）を

通知することとなります。交付限度額（追加分）の算定に当たっては、各市町村が実施した事業における支援世帯数及び追加非課税世帯数等を調査させて頂く予定としております。調査のスケジュール等の詳細は別途お知らせいたします。

4. 低所得世帯支援枠の取扱いについて

低所得世帯支援枠については、経済対策において、「物価高に最も切実に苦しんでいる低所得者には、迅速に支援を届ける。多くの地方公共団体において、本年夏以降1世帯当たり3万円を目安に支援を開始してきた物価高対策のための「重点支援地方交付金」の低所得世帯支援枠を追加的に拡大し、今回、1世帯当たり7万円を追加することで、住民税非課税世帯1世帯当たり合計10万円を目安に支援を行う。」旨が盛り込まれ、令和5年度補正予算に1兆0,592億円が計上されております。低所得世帯支援枠の具体的な取扱いは、以下のとおりとします。

(1) 対象事業

2. (1) 【低所得世帯支援枠】に記載のとおり、低所得世帯支援事業を交付対象とし、具体的には、低所得世帯を交付金による補助・給付の直接の対象とする事業（当該補助・給付の事務を他の団体を介して行う場合を含む。）が該当します。なお、低所得世帯支援枠を活用した低所得世帯に対する補助・給付の額については、7万円を上限とします。ただし、地域の実情に応じて、推奨事業メニューを活用して7万円を超える補助・給付を行うことは可能です。

また、低所得世帯支援枠の事務費については、低所得世帯支援事業に係る経費に限り充当できることとします。

(2) 交付限度額の算定方法

3. (2) に記載のとおり、低所得世帯支援枠の交付限度額は、概算分として、緊急支援給付金による支給世帯数に0.8を乗じた値をもとに交付限度額（概算分）を算定し通知します。その上で、各市町村が実施した事業における支援世帯数及び追加非課税世帯数等を調査し、追加非課税世帯数から緊急支援給付金における支給世帯数に0.8を乗じた値を引いた値をもとに交付限度額（追加分）を通知することとなります。

(3) 対象世帯に係る留意点

①対象世帯の基準日の取扱いについて

給付等の対象世帯は、令和5年12月1日に住民登録のある世帯とすることを目安としますが、地域の実情に応じ、迅速な支給のために必要であれば、地方公共団体の判断で令和5年12月1日以前の時点で住民登録のある世帯を対象として先行給付することも可能とします。このため、例えば、令和5年3月予備費により措置された低所得世帯支援枠を活用した低所得世帯への3万円を目安とした給付（以下「前回給付」という。）の実施に際して各市町村が設定した日時時点で住民登録のある世帯を対象として先行給付することも可能です。

なお、先行給付を行う市町村から転出する者等への重複給付を防止するため、各市町村においては、給付の対象となる転入者等に対しては、確認書等で重複給付の有無を確認す

ることとします。

また、先行給付する市町村においては、先行給付実施後の転入等により新たに住民登録が行われた世帯に対する給付漏れが発生しないよう、改めて令和5年12月1日時点で対象世帯を把握し、転入者等に給付することとします。この際、令和5年12月1日までに転出した世帯等の分については、低所得世帯支援枠の交付限度額（追加分）の対象にはならないため、交付限度額（概算分）を超える分については推奨事業メニューにより対応いただくこととなりますのでご注意ください。

②扶養親族等のみの世帯の取扱いについて

低所得世帯支援枠の交付限度額（追加分）については、算定対象となる世帯から住民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯（以下「扶養親族等のみの世帯」という。）を除くこととしております。

なお、扶養親族等のみの世帯に該当するかどうかについては、確認書等により確認して頂く方法も考えられます。

また、地域の実情に応じ、地方公共団体の判断で、扶養親族等のみの世帯についても給付を実施することも可能ですが、扶養親族等のみの世帯等の分については、低所得世帯支援枠の交付限度額（追加分）の対象にはならないため、交付限度額（概算分）を超える分については推奨事業メニューにより対応いただくこととなりますのでご注意ください。

③申請期限や対象世帯への支出決定の期限について

給付対象者による確認書や申請書等の提出期限や、市町村による対象世帯への支出決定の期限については、別途通知する予定ですが、経済対策において、「物価高に最も切実に苦しんでいる低所得者には、迅速に支援を届ける。」とされたことも踏まえ、各市町村においては、物価高に伴う影響を被る低所得世帯の方々が必要な支援を可及的速やかに受けられるよう、事業を計画されるようお願いいたします。

5. 重点支援地方交付金の活用にあたっての留意点について

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用にあたっての留意点については、令和5年3月事務連絡及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のQ&A等において周知しており、これらも参考に、引き続き、重点支援地方交付金においても効率的・効果的な事業に活用するとともに、地方公共団体において実施する個々の事業の必要性、経済対策との関係、内容の妥当性、運用方法及び執行状況など説明責任をしっかりと果たして頂くようお願いします。

なお、事業の実施にあたっては、説明責任を果たし、適切に執行頂く観点から、当該事業が、国の重点支援地方交付金を活用した事業であることが客観的に把握できるよう、その旨を事業HPやチラシ等で周知するなど実施状況の公表を行って頂くようお願いします。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における会計検査院からの指摘については、指摘の趣旨に鑑み、引き続き重点支援地方交付金においても、内閣府が発出した留意事項を踏まえた適切な執行をお願いします。

特に、次の①又は②に該当する事業については、引き続き、以下のとおり取り扱うので、ご注意ください。

① 特定の事業者等に対する支援措置

特定の個人又は事業者等（一定の客観的基準に該当する事業者全てを対象に助成するものではなく、特定の一部の者に限り助成するもの）に対する支援事業（運営費支援や使途が特定されていない給付金等に該当するもの）については、各地方公共団体において、物価高騰への対応としての必要性や費用対効果を十分に吟味した上で、実施することが望ましく、これに該当する一定規模以上の事業については、説明責任を果たす観点から、内閣府において事業概要等を公表することがあります。

特定の個人又は事業者等に対する支援事業のうち、一の個人又は事業者等当たり 1,000 万円以上を支援するもの（住民の日常生活を維持するために緊急でやむを得ず行うもの及び支援対象を不特定多数の者から公募手続等を経て選定するものを除く。）については、各地方公共団体において、別紙 1 の様式により事業内容をホームページ等で公表するとともに、当該公表に係る URL 及び公表内容等を「事業の概要」列及び「参考資料」列等に記載した上で、実施計画を提出するものとします。

②個人を対象とした給付金等

個人を対象とした給付金等（給付金、交付金等、名称の如何を問わず、「金銭」を支給するもの。「地域振興券」等の交付や「公共料金」等の減免は該当しない。）については、経済対策の効果的・効率的な実施の観点から、給付対象を合理的な範囲とする場合又は緊急性がありやむを得ない場合に実施計画への記載を認めることとし、その旨実施計画の「事業の概要」列及び「参考資料」列等に明示してください。

6. 実施計画の作成と提出について

(1) 実施計画の提出期限

重点支援地方交付金の令和 5 年度実施計画については別紙 2 のとおり 2 回提出を受け付けることを予定しています。提出期限は以下のとおりです。提出期限後に当室において実施計画の確認（掲げられた事業が物価高騰対応である旨の記載があること、必要事項の記載漏れの有無、対象外経費に充てていないこと等）を行い、各地方公共団体宛てに確認結果の通知を行います。第 1 回提出は原則全市町村から低所得世帯支援枠に係る実施計画のみの提出を受け付ける予定です。事業の早期執行の観点から特段の事情がある場合は、内閣府までご相談ください。また、第 2 回提出は全団体から推奨事業メニューに係る実施計画を受け付ける予定です。

①第 1 回提出（低所得世帯支援枠のみの受付）

提出期限：令和 5 年 12 月 22 日（金）12:00【厳守】（原則全市町村）

②第 2 回提出（推奨事業メニュー分）

提出期限：令和 6 年 1 月 22 日（月）12:00【厳守】（全団体）

(2) 実施計画の提出方法・提出先

実施計画の提出は、各都道府県を通じ、以下の提出先まで、メールにて提出してください。郵送での提出は不要です。また、鑑文も不要です。

メール送付先：e.chiho-rinji.p7c@cao.go.jp

ファイルの名称は、「都道府県・市区町村コード（半角 5 桁）+_（半角アンダーバー）+都道府県名+実施計画作成地方公共団体名+_（半角アンダーバー）+物価交付金 r5 補正以降+_r5（半角アンダーバーr5）+_低のみ（半角アンダーバー低のみ）」としてください。

メールの件名については、「〇〇県_物価交付金 r5 補正以降_r5_低のみ」を含めてください。

例）ファイル名：「01100_北海道札幌市_物価交付金 r5 補正以降_r5_低のみ.xlsx」など

（3）提出資料

提出資料は、令和 5 年度実施計画、チェックリスト、基金調べ（該当ある場合）です。各様式は、別紙 3 のとおりであり、エクセルファイルの各シートに用意されています。

①令和 5 年度実施計画	別紙 4 の記入要領を参照の上、必要事項を記入してください。
②チェックリスト	実施計画（通常分・重点交付金分）の内容について、本チェックリストにより確認してください。
③基金調べ	交付対象事業に基金造成事業が含まれる場合は、基金調べにも必要事項を記入して提出してください。

なお、重点支援地方交付金を活用して実施した事業の実施状況及びその効果に関する公表状況について、今後も適宜調査させていただきますので、ご協力よろしく申し上げます。

7. 実施状況の公表及び効果の検証について

新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金については、制度創設時から「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について」（令和 2 年 5 月 1 日付け事務連絡）等により、各地方公共団体において、事業終了後に、事業の実施状況や効果を公表するようお願いしており、「令和 5 年度予算の編成等に関する建議」（財政制度等審議会令和 4 年 11 月 29 日）において、「地域住民が事業の実施状況や効果を把握できるよう、また、地方公共団体間で政策を相互に比較し改善につなげることが可能となるよう、制度を所管する内閣府及び地方公共団体は公表を速やかに進めるべきである。」とされています。重点支援地方交付金においても、引き続き、各地方公共団体における公表状況に係る各方面からの要請を踏まえ、今般、実施状況及びその効果の公表について、制度要綱第 5 の 3 に規定していますので、ご留意ください。

事業の実施状況及びその効果の検証の公表に当たっては、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金における「臨時交付金を活用した事業の実施状況及びその効果に関する公表状況調べの結果について（周知）」（令和 5 年 8 月 7 日付け事務連絡等）で周知した調査結果及び公表例も参考とし、各地方公共団体において、事業目的・事業内容に応じて、アンケート調査その他の適切な方法により効果を測定するとともに、ホームページへの掲載によりその内容を一般に閲覧できるようにするなど、広く透明性を持った手法で行い、事

業完了の翌年度中に公表されるようお願いします。

また、地方公共団体における実施状況の公表に加えて、実施計画に記載される全事業の事業概要や事業費等の記載内容（「成果目標」及び「地域住民への周知方法」を含む。）について、内閣府においても、ホームページ等で速やかに公表することとしているので、あらかじめご留意ください。

<関係資料一覧>

- 別添 1 重点支援地方交付金の追加
- 別添 2 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱
- 別紙 1 特定事業者等支援に関する公表様式
- 別紙 2 令和 5 年度地方創生臨時交付金の執行スケジュール
- 別紙 3 令和 5 年度実施計画様式、チェックリスト、基金調べ
- 別紙 4 実施計画記入要領

以上

重点支援地方交付金の追加

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、重点支援地方交付金を「低所得世帯支援枠」及び「推奨事業メニュー」実施のため追加する。

- 予算額 : 1. 6兆円 (うち ①低所得世帯支援枠 1. 1兆円、②推奨事業メニュー 0. 5兆円)
- 対象事業 : ① (低所得世帯支援枠) 物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図る事業。
② (推奨事業メニュー) エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援を行う事業。効果的と考えられる推奨事業メニューを提示。(詳細は、2頁参照)

推奨事業メニュー	
(生活者支援) ①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援 ②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援 ③消費下支え等を通じた生活者支援 ④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援	(事業者支援) ⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援 ⑥農林水産業における物価高騰対策支援 ⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援 ⑧地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援

- 算定方法 : ① (低所得世帯支援枠) 住民税非課税世帯1世帯あたり7万円を基礎として算定(市町村)
② (推奨事業メニュー) 人口、物価上昇率、財政力等を基礎として算定(都道府県、市町村)

(注) 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い、重点支援地方交付金は「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」とするが、既存の交付金と一体として実施される継続性のある制度とする。

重点支援地方交付金

追加額1.6兆円（Ⅰ及びⅡの合計）

Ⅰ.低所得世帯支援枠（1.1兆円）

- ・低所得世帯への支援枠を措置。
- ・1世帯当たりの予算の目安は7万円（今夏以来の3万円の支援と合計で10万円）。ただし、下記の推奨事業メニュー①や③と組み合わせることでプレミアム商品券やマイナポイントを配付するなど、支援の方法（現物・現金）や1世帯当たり単価といった具体的内容は地域の事情に応じて決められる。

（注）住民税非課税世帯×7万円及び事務費分を市町村に交付。

Ⅱ.推奨事業メニュー（0.5兆円）

生活者支援

- ① エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援
低所得世帯を対象とした、電力・ガス（LPガスを含む）をはじめエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援
※ 住民税非課税世帯に対しては上記Ⅰによる支援を行う。

- ② エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援
物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援
※ こども食堂に対する負担軽減のための支援やヤングケアラーに対する配食支援等も可能。

- ③ 消費下支え等を通じた生活者支援
エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組やLPガス使用世帯への給付などの支援

- ④ 省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援
家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

事業者支援

- ⑤ 医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援
医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、学校施設、公衆浴場等に対する食料品価格の高騰分などの支援、エネルギー価格の高騰分などの支援（特別高圧で受電する施設への支援を含む）

- ⑥ 農林水産業における物価高騰対策支援
配合飼料の使用量低減の取組や飼料高騰等の影響を受ける酪農経営の負担軽減の支援、農林水産物の生産・調製・加工・貯蔵施設や土地改良区の農業水利施設の電気料金高騰に対する支援、化学肥料からの転換に向けた地域内資源の活用などの支援

- ⑦ 中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援
特別高圧での受電（ビル・工業団地・卸売市場のテナントを含む）、LPガスの使用や、街路灯等の維持を含め、エネルギー価格高騰の影響を受ける中小企業、商店街、自治会等の負担緩和や省エネの取組支援のほか、中小企業の賃上げ環境の整備などの支援

- ⑧ 地域公共交通・物流や地域観光業等に対する支援
地域公共交通・物流事業者や地域観光事業者等のエネルギー価格高騰に対する影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※1 地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があるものについては、実施計画に記載して申請可能。

※2 地方公共団体が運営する公営企業や直接住民の用に供する施設における活用も可能。

総行経第35号

令和5年11月13日

各都道府県行政改革担当部局長
 各都道府県市区町村担当部局長
 各指定都市行政改革担当部局長 } 殿

総務省自治行政局行政経営支援室長

資材価格の高騰、賃金上昇等に係る民間委託等の運用の留意点について

これまで、行政サービスのオープン化・アウトソーシング等に関しては、引き続き質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供する観点から、「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」（平成27年8月28日総行経第29号総務大臣通知）において助言しているところです。

本年4月25日に発出された「地方公共団体の調達における中小企業者の受注機会の確保等について」（令和5年4月25日付総行行第172号自治行政局長通知）において、「官公需契約の一部に過度な低価格競争が生じていることや最低賃金の引上げに向けた環境整備の観点等を踏まえ、需給の状況、原材料及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の作成、低入札価格調査制度、最低制限価格制度等の適切な活用、最低賃金額の改定や労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に係る契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施等の適切な対策を講ずること。」とされております。また、指定管理者制度に関しては、昨年10月11日に発出された「原材料価格、エネルギーコスト等の上昇に係る指定管理者制度の運用の留意点について」（令和4年10月11日総行経第31号行政経営支援室長通知）において、原材料価格、エネルギーコスト等の上昇により指定管理者が負担する経費増加に係る取扱いについての考え方を助言したところです。

本年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策～日本経済の新たなステージにむけて～」（令和5年11月2日閣議決定。以下「総合経済対策」という。）において、「国民生活・事業活動を守り抜くための当面の物価高対策に万全を期すとともに、エネルギーコスト上昇に対する経済社会の耐性の強化に取り組み、脱炭素成長型経済構造への移行を大胆に進める」とされ、「国、地方公共団体等による物品調達やサービス（ビルメンテナンス、警備等）について、資材価格の高騰、賃金上昇等の転嫁を進める」こととされております。

総合経済対策においては、「重点支援地方交付金」について、「引き続き、地域の実情に応じて、困難な状況にある者をしっかりと支えるとの観点から」追加を行うことが決定され、物価高対策として特に必要かつ効果的であって広く実施されることが期待される事業について重点的な活用を推奨するとされており、引き続き、「重点支援地方交付金」を活用して適切に対応いただくようお願いします（別添1：「デフレ完全脱却のた

めの総合経済対策～日本経済の新たなステージにむけて～」(令和5年11月2日閣議決定)(抜粋))。なお、「重点支援地方交付金」は、地方公共団体が運営する直接住民の用に供する施設においても活用が可能であるほか、交付金による支援の効果が物価高騰の影響を受けた生活者又は事業者に直接的に及ぶ事業であれば、例えば契約の途中でエネルギー価格や食料品価格、労務単価等の価格変動や最低賃金額の改定が生じた場合における、契約金額の変更や受託事業者への支援などは、その対象になりますので、ご注意ください(別添2:「令和5年度補正予算(第1号)案の閣議決定を踏まえた「重点支援地方交付金」の取扱い等について」(令和5年11月10日内閣府地方創生推進室事務連絡))。

各都道府県市区町村担当課におかれましては、貴都道府県内の市区町村に対しまして、本通知について周知方よろしく申し上げます。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

担 当	総務省自治行政局行政経営支援室
電話番号	03-5253-5519(直通)
電子メール	gyoukaku@soumu.go.jp

事 務 連 絡
令和 6 年 2 月 2 7 日

各都道府県教育委員会学校給食主管課
各指定都市教育委員会学校給食主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人事務局
構造改革特別区域法第 1 2 条第 1 項の認定
を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校給食における窒息事故の防止について

学校給食における適切な指導については、従来から努めていただいているところですが、本年 2 月 26 日、小学校の学校給食において、1 年生に在籍する児童がうずらの卵を喉に詰まらせて窒息する事故が発生しました。

文部科学省においては、「食に関する指導の手引―第二次改訂版―（平成 31 年 3 月）」において、給食時における安全に配慮した食事の指導の在り方や窒息への対処方法について示しているところです。

また、食品による窒息事故については、内閣府食品安全委員会ホームページに掲載の「食べ物による窒息事故を防ぐために」及び、厚生労働省ホームページに掲載の「救急蘇生法の指針（市民用）2020」も併せて御留意願います。

今回の事故の詳細については、調査中ではありますが、改めて上記等を参考に指導の徹底に努めていただくようお願いします。

については、都道府県教育委員会、指定都市教育委員会、都道府県知事、附属学校を置く国立大学法人の長及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、それぞれ域内の市町村教育委員会及び所轄の学校、学校法人及び学校設置会社等に対し周知をお願いします。

(参考)

「食に関する指導の手引―第二次改訂版―」平成 31 年 3 月改訂

https://www.mext.go.jp/a_menu/sports/syokuiku/1292952.htm

内閣府食品安全委員会「食べ物による窒息事故を防ぐために」

https://www.fsc.go.jp/sonota/yobou_syoku_jiko2005.pdf

厚生労働省「救急蘇生法の指針（市民用）2020」

shishin2020_shimin_hp.pdf (qqzaidan.jp)

(本件連絡先)

文部科学省初等中等教育局
健康教育・食育課
食育推進係、学校給食係
TEL : 03(5253)4111
(内線 2095、2694)